

# 介護保険事業費補助金（介護保険制度運営推進費）

《改革案説明資料》

# 認知症対策等総合支援事業について

# 改革案

## 各事業の執行率の低い理由・対応の方向性

執行率 17.0%(予算額9億円)  
実施箇所数 38か所

### ① 認知症対策連携強化事業

事業内容: 認知症に関して適切な医療とケアを受けられるよう、コーディネーター(認知症連携担当者)を認知症疾患医療センターが所在する地域包括支援センターに配置

実施主体: 都道府県、市町村(150箇所)

補助率: 定額補助

- 課題:
- ・ 認知症疾患医療センターが所在する地域包括支援センターが市町村の直営ではなく、委託によるものである場合、配置が困難  
→認知症施策を円滑に実施できない
  - ・ 常勤に換算して1人以上雇うという要件を満たせない

### ○ 対応の方向性

- ・ 認知症の方の増加を踏まえ、将来的には、認知症施策の拠点として2,000名程度設置する必要がある
- ・ 当面、市町村本庁など、地域包括支援センター以外の機関にコーディネーターを置くことや非常勤の勤務を可能とする

## ② 認知症対策普及・相談・支援事業

執行率 11.1%(予算額6.5億円)  
実施箇所数 25か所

事業内容: 認知症の本人や家族が相談できるコールセンターを設置

実施主体: 都道府県、指定都市(委託可)

補助率: 国 1/2、都道府県1/2

- 課題:
- ・ 既に自治体事業で認知症を含めた類似の相談窓口がある
  - ・ 運営基準(週3日以上)の運営が条件を満たせる実施団体が確保できない



### ○ 対応の方向性

- ・ 運営基準の要件を緩和するとともにコールセンターの利用の促進を図る
- ・ 執行実績に合わせて予算単価を縮小する

### ③認知症ケア多職種共同研修・研究事業

執行率 40.8%(予算額0.1億円)  
実施箇所数 24か所

事業内容: 認知症ケアに関わる種々の職種を集めた研修等を通じ、医師や介護従事者の交流を促進

実施主体: 市町村

補助率: 国 1/2、都道府県1/4、市町村1/4

- 課題:
- ・ 補助率の仕組みが弊害になっている  
(例)都道府県が承諾しなければ、市町村が事業を実施できない
  - ・ 認知症のみを対象として行うニーズに乏しい



#### ○ 対応の方向性

市町村に対する定額補助とする

## ④ 若年性認知症対策総合推進事業

執行率 16.4%(予算額1.5億円)  
実施箇所数 7か所

事業内容: 若年性認知症の方について本人からニーズをたずね、支援する以下の事業

- ・ 若年性認知症専用のコールセンター(1箇所)
- ・ 若年性認知症ケアに好事例となるモデルの提供事業
- ・ 若年性認知症の方の支援に携わる機関を参集した会議の開催
- ・ 若年性認知症の方や家族との意見交換会
- ・ 若年性認知症の方の支援者(企業関係者等)に対する研修

実施主体: 都道府県

補助率: 若年性認知症専用コールセンターについては、国10/10  
それ以外の事業については、国 1/2、都道府県1/2

課題:

- ・ 若年性認知症の取組みを始めたばかりで、まずは実態把握が必要である
- ・ 若年性認知症の取組み自体行っていない

### ○ 対応の方向性

- ・ 事業実績を踏まえ効率化を図った上で、実態把握(実施主体:都道府県)及び若年性認知症の方を支援する取組み(実施主体:市町村)を補助する

# 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護 保険サービスに係る利用者負担額軽減制度

# 改革案

## ① 事業実施率の向上（目標100%）

○ 少なくとも全ての地域において本事業の利用ができるよう、市町村及び社会福祉法人の事業実施率100%を目標とする。

具体的には、

(1) 市町村等の意見を踏まえ、申告内容の簡略化などにより、市町村の事務負担を軽減するとともに対象者の申請負担の軽減を図る、

(2) 例えば、全額社会福祉法人負担である1%枠を撤廃した上で、負担軽減と社会的役割の両立する水準（軽減額の50%以上）に社会福祉法人の負担割合を定め、残りを公費により助成する方式に改める、

ことを検討。

## ② 予算額

助成金の支給方法等の見直しにより、事業実施率の向上を図りつつ、予算額と執行額の乖離が生じないように、適切な予算額の確保に努める。